

国民健康保険(国保)の加入及び脱退について

会社などを退職したり、新たに就職したりした場合には、健康保険の切り替えが必要となります。

社会保険の加入・脱退については会社で手続きしてもらえますが、国民健康保険への加入・脱退の手続きは自動で切り替えにはなりませんので、事実が発生したらすみやかに手続きしましょう。

●退職したとき

(退職してから日にちを空けずに)
他の職場に再就職する人



再就職先の健康保険の被保険者となります

※ただし、再就職先で健康保険に加入しない場合は、国民健康保険への加入手続きが必要です

職場の健康保険を継続したい人



一定の条件を満たせば任意継続(2年間)ができます

扶養家族になる人



家族が加入している健康保険の被扶養者となります

・自営業を営む人
・再就職しない人
・退職してから再就職まで日にちが空く人



国民健康保険への加入手続きが必要です

※75歳以上の人(一定の障がいがある人は65歳以上)は、後期高齢者医療制度の対象となります。

●就職したとき

職場の健康保険に加入する人



国民健康保険からの脱退手続きが必要です

国保加入・脱退の手続きについて

★★★ どちらも必ず届け出が必要です ★★★

加 入 の 手 続 き

届け出が遅れると、さかのぼって保険税を支払ったり、医療費を全額自己負担しなくてはなりません。

●届け出の方法

退職した日の翌日(国保の資格はこの日から発生)から 14日以内に、窓口へ届け出てください。

●届け出に必要なもの

・社会保険の離脱証明書、個人番号カード(または通知カードと写真付身分証明書)



本人及び同一世帯以外の方が手続きする場合には、委任状が必要です。

◎国民年金の手続きを同時にするときには、年金手帳も併せて持参してください。

脱 退 の 手 続 き

届け出が遅れ、国保の保険証で受診すると、国保分の医療費をあとで返すことになります。また、届け出をしないと、保険税を二重に請求され続けます。

●届け出の方法

職場の健康保険に加入した日の翌日(国保の資格は、この日からなくなる)から 14日以内に、窓口へ届け出てください(電子申請もできます)。

●届け出に必要なもの

・国保の保険証、加入した職場の健康保険証(※)、個人番号カード(または通知カードと写真付身分証明書)

※資格取得日がわかる証明書でも可
本人及び同一世帯以外の方が手続きする場合には、委任状が必要です。



【脱退の電子申請はこちら👉】

<取扱窓口>

市役所 1 階国民健康保険課、行政センター(太田行政センター除く)、藪塚本町サービス係、サービスセンター

<取扱時間>

国民健康保険課、行政センター等:8:30~17:15(平日のみ)、サービスセンター:10:00~19:00(土日祝日も営業)

<問い合わせ先: 太田市役所 国民健康保険課 (TEL 0276-47-1825) >

健康保険（社会保険）に加入できないか確認しましょう！

パート・アルバイトの皆さんや、従業員の家族も社会保険に加入できるかもしれません。



メリット①

保険料の半分は会社が負担します

- ・健康保険料、厚生年金の保険料は、会社と被保険者（従業員）が半分ずつ負担します。

メリット②

被扶養者（従業員の家族等）の方の保険料負担はありません

- ・国民健康保険税は加入世帯員 1 人 1 人の税額を計算し、世帯主が負担します。

メリット③

医療保険（健康保険）の給付が充実

- ・社会保険に加入すると、病気やケガ、出産などで仕事を休まなければならない場合に、所得保障として賃金の 3 分の 2 程度の給付があります。（傷病手当金、出産手当金）